

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		船舶に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 24) 法人事業税:義(自動連動)、法人住民税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 海上運送業を営む個人又は法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合に、船舶の区分に応じて特別償却を可能とする特例措置。 【外航】 (環境負荷低減船) 日本船舶……………特別償却率 17/100 日本船舶以外の船舶…特別償却率 15/100 (先進船舶) 日本船舶……………特別償却率 20/100 日本船舶以外の船舶…特別償却率 18/100 上記の環境負荷低減船又は先進船舶のうち、経済安全保障に資する一定の要件を満たす場合、以下のとおり特別償却率を引上げ 日本オペレーターが運航する船舶: +12% 外国オペレーターが運航する船舶: +10% 【内航】 (高度環境負荷低減船)……………特別償却率 18/100 (環境負荷低減船)……………特別償却率 16/100 《要望の内容》 現行の特例措置を3年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の6 租税特別措置法施行令第5条の8、第 28 条、第 39 条の 14～20
5	担当部局		国土交通省海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 26 年度創設 (外航) 平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)

	を除外)
平成 19 年度	延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)
平成 21 年度	縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)
平成 23 年度	縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)
平成 25 年度	縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)
平成 27 年度	縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加)
平成 29 年度	縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ)
平成 31 年度	拡充・縮減・延長(拡充:先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を日本船舶 20/100、日本船舶以外 18/100 とし、縮減:環境負荷低減船の償却割合を日本船舶 17/100、日本船舶以外 15/100 に引き下げ。)
令和3年度	縮減・延長(環境負荷低減要件の引上げ、追加)
令和5年度	拡充・縮減・延長(拡充:経済安全保障に資する一定の要件を満たす場合に最大 12%の償却率の上乗せ、縮減:対象となる先進船舶(特定先進船舶)の範囲から耐食鋼を除外し、LNG 燃料船を追加、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶について、先進船舶に該当する場合に限定)
	(内航)
平成 17 年度	縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)
平成 19 年度	延長
平成 21 年度	拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境負荷低減船については 18%)
平成 23 年度	縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)
平成 25 年度	縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し)
平成 27 年度	縮減・延長(LED 証明器具設置必須化等の設備要件の見直し)
平成 29 年度	延長 拡充(内航環境負荷低減船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては 18%に引き上げ) 縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化)
平成 31 年度	縮減・延長(船首方位制御装置を必須要件化)
令和3年度	縮減・延長(匿名組合契約等の目的である船舶を対象から除外、300トン以上 2000トン未満の船舶に「衛星航法装置(GPS)」の装置を必須化等の設備要件見直し)

			令和5年度 縮減・延長(対象を総トン数 500トン以上の船舶に限定)
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年度～令和10年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海運における環境負荷の低減への要請に応えるため、また、経済安全保障上重要な外航船舶の安定的な供給にも資するよう、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを目的とする。 《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 ・「経済財政運営と改革の基本方針2025について」(令和7年6月13日閣議決定)(抄) 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応 (2) 地域における社会課題への対応 (持続可能で活力ある国土の形成と交通のり・デザイン) (前略)日本の造船業を再生し、海運業や造船業を中核とする海事クラスターを強靱化するため、(中略)日本籍船の保有コスト低減を含めた日本船主等の競争力強化(中略)に取り組む。 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)(抄) V. 科学技術・イノベーション力の強化 5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓 (5) 海洋 (前略)経済・生活、経済安全保障を支える観点から、環境・自動運航の技術向上等により、日本の造船業を再生し、海運業や船舶産業を中核とする海事クラスターの強靱化が不可欠である。このため、(中略)日本籍船保有コスト低減を含む日本船主等の競争力強化(中略)に取り組む。 (内航) ・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)(抄) 基本的方針C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 目標③運輸部門における脱炭素化等の加速 ・「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)(抄) 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策

		○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省 CO2 排出船舶の普及促進に加えて、LNG 燃料船、水素燃料電池船、EV 船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である 2028 年よりも前倒して世界に先駆けて実現することを目指す。 ・「地球温暖化対策計画」(令和 7 年 2 月 18 日閣議決定)(抄) 第 2 節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省 CO2 船舶の普及促進に加えて、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した運航効率化にも資する船舶、バイオ燃料を活用した船舶、ゼロエミッション船等(水素・アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船、LNG 燃料船、メタノール燃料船等)の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船等の国内生産設備の整備・増強を推進する。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	(外航) 政策目標 6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含。 (内航) 政策目標 3: 地球環境の保全 施策目標 9: 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 26: 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	(外航) ①令和 10 年度までに日本船主の燃費効率を平成 20 年度比で 35%改善する(排出原単位ベース)。 ②令和 10 年の世界全体に占める日本法人が所有する(実質所有含む)船舶の船腹量シェアについて、10%を維持する。 ③令和 10 年の日本商船隊における日本法人保有船舶の割合について、75%を維持する。 ④先進船舶を令和 10 年までに 1,000 隻程度の導入を目指す。 (内航) ・令和 10 年度までに内航海運からの CO2 排出量を平成 25 年度比で 156 万トン削減する。
	④: 政策目	(外航)

		的に対 する租 税特別 措置等 の達成 目標実 現によ る寄与	国際海上荷動き量の増大が見込まれる中、国際社会からも外航海運に係る CO2 排出削減が求められているところ、国際的な規制より厳しいエネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造を促進することで、国際的な要請に応えるとともに、経済安全保障上重要な外航船舶の日本船主による安定的な確保により、安定的な国際海上輸送の確保に寄与する。さらに、先進船舶の導入促進により IoT をはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、傭船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。 (内航) 内航海運は、社会的要請として、地球温暖化対策計画において船舶分野からの CO2 排出削減が求められているところ、本特例措置により、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、同計画の達成に寄与するものである。																																																																																																
10	有効性等	① 適用数	・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運業における税制利用状況調査」及び「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。 ○法人税・法人事業税・法人住民税 (外航) <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>外航日本船舶(件)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>〈適用者〉(者)</td><td><0></td><td><0></td><td><0></td><td><1></td><td><1></td><td><1></td><td><1></td></tr><tr><td>外航日本船舶 以外の船舶(件)</td><td>60</td><td>65</td><td>46</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td></tr><tr><td>〈適用者〉(者)</td><td><24></td><td><27></td><td><14></td><td><21></td><td><21></td><td><21></td><td><21></td></tr></table> (内航) <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>環境</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低負荷船(件)</td><td>4</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>〈適用者〉(者)</td><td><4></td><td><0></td><td><2></td><td><2></td><td><2></td><td><2></td><td><2></td></tr><tr><td>高度環境</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低負荷船(件)</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>〈適用者〉(者)</td><td><2></td><td><1></td><td><2></td><td><2></td><td><2></td><td><2></td><td><2></td></tr></table> 【算定根拠】 ○ 令和4年度から令和6年度 ・外航: 海事局による「外航海運業に係る税制利用状況調査」 ・内航: 海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」 ○ 令和7年度以降 ・別紙のとおり		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶(件)	0	0	0	1	1	1	1	〈適用者〉(者)	<0>	<0>	<0>	<1>	<1>	<1>	<1>	外航日本船舶 以外の船舶(件)	60	65	46	47	47	47	47	〈適用者〉(者)	<24>	<27>	<14>	<21>	<21>	<21>	<21>		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	環境								低負荷船(件)	4	0	2	2	2	2	2	〈適用者〉(者)	<4>	<0>	<2>	<2>	<2>	<2>	<2>	高度環境								低負荷船(件)	2	1	3	2	2	2	2	〈適用者〉(者)	<2>	<1>	<2>	<2>	<2>	<2>	<2>
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																																												
外航日本船舶(件)	0	0	0	1	1	1	1																																																																																												
〈適用者〉(者)	<0>	<0>	<0>	<1>	<1>	<1>	<1>																																																																																												
外航日本船舶 以外の船舶(件)	60	65	46	47	47	47	47																																																																																												
〈適用者〉(者)	<24>	<27>	<14>	<21>	<21>	<21>	<21>																																																																																												
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																																												
環境																																																																																																			
低負荷船(件)	4	0	2	2	2	2	2																																																																																												
〈適用者〉(者)	<4>	<0>	<2>	<2>	<2>	<2>	<2>																																																																																												
高度環境																																																																																																			
低負荷船(件)	2	1	3	2	2	2	2																																																																																												
〈適用者〉(者)	<2>	<1>	<2>	<2>	<2>	<2>	<2>																																																																																												

		② 適用額	○ 法人税・法人事業税・法人住民税 (外航) (単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,999</td> <td>1,999</td> <td>1,999</td> <td>1,999</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>67,471</td> <td>112,391</td> <td>82,177</td> <td>75,236</td> <td>75,236</td> <td>75,236</td> <td>75,236</td> </tr> </tbody> </table> (内航) (単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境 低負荷船</td> <td>1,895</td> <td>0</td> <td>347</td> <td>1,129</td> <td>1,129</td> <td>1,129</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>高度環境 低負荷船</td> <td>925</td> <td>662</td> <td>542</td> <td>1,978</td> <td>1,978</td> <td>1,978</td> <td>1,978</td> </tr> </tbody> </table> 【算定根拠】 ○ 令和4年度から令和6年度 ・外航: 海事局による「外航海運業に係る税制利用状況調査」 ・内航: 海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」 ○ 令和7年度以降 ・別紙のとおり							R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶	0	0	0	1,999	1,999	1,999	1,999	外航日本船舶 以外の船舶	67,471	112,391	82,177	75,236	75,236	75,236	75,236		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	環境 低負荷船	1,895	0	347	1,129	1,129	1,129	1,129	高度環境 低負荷船	925	662	542	1,978	1,978	1,978	1,978																						
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																					
外航日本船舶	0	0	0	1,999	1,999	1,999	1,999																																																																							
外航日本船舶 以外の船舶	67,471	112,391	82,177	75,236	75,236	75,236	75,236																																																																							
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																							
環境 低負荷船	1,895	0	347	1,129	1,129	1,129	1,129																																																																							
高度環境 低負荷船	925	662	542	1,978	1,978	1,978	1,978																																																																							
③ 減収額	○ 法人税 (外航) (単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>464</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>15,653</td> <td>26,075</td> <td>19,065</td> <td>17,455</td> <td>17,455</td> <td>17,455</td> <td>17,455</td> </tr> </tbody> </table> (内航) (単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境 低負荷船</td> <td>440</td> <td>0</td> <td>80</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>高度環境 低負荷船</td> <td>214</td> <td>154</td> <td>126</td> <td>459</td> <td>459</td> <td>459</td> <td>459</td> </tr> </tbody> </table> ○ 法人事業税 (外航) (単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>4,723</td> <td>7,867</td> <td>5,752</td> <td>5,267</td> <td>5,267</td> <td>5,267</td> <td>5,267</td> </tr> </tbody> </table>							R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶	0	0	0	464	464	464	464	外航日本船舶 以外の船舶	15,653	26,075	19,065	17,455	17,455	17,455	17,455		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	環境 低負荷船	440	0	80	262	262	262	262	高度環境 低負荷船	214	154	126	459	459	459	459		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶	0	0	0	140	140	140	140	外航日本船舶 以外の船舶	4,723	7,867	5,752	5,267	5,267	5,267	5,267
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																							
外航日本船舶	0	0	0	464	464	464	464																																																																							
外航日本船舶 以外の船舶	15,653	26,075	19,065	17,455	17,455	17,455	17,455																																																																							
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																							
環境 低負荷船	440	0	80	262	262	262	262																																																																							
高度環境 低負荷船	214	154	126	459	459	459	459																																																																							
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																							
外航日本船舶	0	0	0	140	140	140	140																																																																							
外航日本船舶 以外の船舶	4,723	7,867	5,752	5,267	5,267	5,267	5,267																																																																							

			(内航)							
			(単位:百万円)							
				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
			環境 低負荷船	133	0	24	79	79	79	79
			高度環境 低負荷船	65	46	38	138	138	138	138
			○ 法人住民税 (外航)							
			(単位:百万円)							
				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
			外航日本船舶	0	0	0	32	32	32	32
			外航日本船舶 以外の船舶	1,096	1,825	1,335	1,222	1,222	1,222	1,222
			(内航)							
			(単位:百万円)							
				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
			環境 低負荷船	31	0	6	18	18	18	18
			高度環境 低負荷船	15	11	9	32	32	32	32
			【算定根拠】							
			○ 令和 4 年度から令和 6 年度							
			・法人税:適用額(「外航海運業に係る税制利用状況調査」又は「内航海運業に係る税制利用状況調査」により把握)×法人税率(23.2%)							
			・法人事業税:適用額(「外航海運業に係る税制利用状況調査」又は「内航海運業に係る税制利用状況調査」により把握)×法人事業税率(7%)							
			・法人住民税:法人税減収額(海事局において試算(上記に記載))×法人住民税率(7%)							
			○ 令和 7 年度以降 別紙のとおり							
			④: 効果							
			《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》							
			○政策目的の達成状況 (外航)							
			年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
			①(%)	7.4	16.9	26.5	28.4	30.6	32.8	35.2
			②(%)	10.85	10.55	10.38	10.00	10.00	10.00	10.00
			③(%)	75.0	77.2	75.0	75.8	76.7	77.5	78.3
			④(隻)	366	456	547	650	765	891	1030

- ①: 日本船主の燃費効率の改善率(排出原単位ベース)(%)
 ②: 日本法人が所有する(実質所有含む)船舶の船腹量シェア(%)
 ③: 日本商船隊における日本法人保有船舶の割合(%)
 ④: 先進船舶の隻数(隻)

(内航)

内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が、求められており、令和12年度までに181万トンCO₂削減を目標としている。

年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
(環境低負荷に資する船舶によるCO ₂ 排出削減量(万t-CO ₂))	27.1	87.4	105	118	131	143	156

※ R5年度までは、「国土交通省環境行動計画」の点検結果に基づく

※ R6年度以降は「地球温暖化対策計画」に基づいた計画値

所期の目標を変更する理由

(外航)

CO₂削減: 従前の指標では日本商船隊を対象としていたが、本税制の特例の対象が船主であることを踏まえ、政策の効果をより適正に把握する指標とするため、当該指標に変更する。

輸送量: 本特例措置により一定程度日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているものの、日本における輸出入量の構造的減少、景気動向や地政学的影響等、本特例措置によらない外部的な要素に日本商船隊による輸送量は大きく左右される傾向があり、政策の効果をより適正に把握する指標として、日本船主が保有する船舶の船腹量の増加率(%)が有効と考えるため、当該指標に変更する。

所期の目標の達成状況(参考)

年度 区分	R4	R5	R6
CO ₂ 削減(%)	21.1	23.5	26.2
輸送量(百万トン)	867	897	830

(外航・内航)

NO_x削減: 要件としている内容を記載しているにすぎず、国際海事機関(IMO)等における目標値もないため、前回要望時に目標から除外した。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

(外航)

CO₂削減: 事業者へのアンケート調査に基づくもの

輸送量: 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令に基づくデータ

先進船舶: 事業者へのアンケート調査に基づくもの

(内航)

			内航船舶輸送統計及び内航海運業法に基づく旅客船事業者からの燃料消費量報告によるデータ 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 (外航) 令和6年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が46隻導入され、外航海運業界全体のCO₂排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO₂削減等の目標を達成する。 (内航) 本特例措置等を利用することにより、令和6年度で約4.8万トン※のCO₂削減がなされた。本特例措置を活用した事業者が、「本特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できなくなることから、本特例措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、本特例措置により環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO₂排出削減に係る政策目標の達成を図る。 ※環境低負荷に資する船舶によるCO₂排出削減量： (環境低負荷船総トン数) (トンあたりのCO₂排出量) (削減効果) (CO₂削減量) 108,471 t × 1.7 t-CO₂ × 12~30% = 47,588t-CO₂ 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 (外航) 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」 (内航) 内航海運業法に基づく登録及び届出データ、税制利用調査に基づくデータ (国土交通省海事局内航課) 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	特別償却によってキャッシュフローが確保されることにより、船主の環境負荷低減に資する船舶等への再投資の促進が図られる他、事業者の資金繰りの安定化にもつながることとなることから、本税制特例措置は税収減を是認するに足る効果が期待される。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、課税の繰り延べであり、補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 (外航) 国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本特例措置による支援が妥当である。 ※他の加盟国のサービス提供者に対し、自国の同様のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

			(内航) 予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境負荷低減船舶への投資促進効果が小さくなることなどから政策目的に対する手段として十分とは言えないため、本特別措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	(外航) 安定的な海上輸送を確保するにあたっては、日本船主の船舶供給能力の向上を通じた日本商船隊の維持・強化等が重要であるため、その達成手段として船舶所有者に対する税制特例措置を以下の通り区別して講じている。 まず、本特例措置は、新造船取得時の当該船舶の初年度償却率の上乗せを認めることで、先進船舶や環境負荷低減船等の新造船の取得を促し、日本船主の船舶供給能力の向上を図るとともに、経済安全保障に資する一定の要件を満たした場合に償却率を上乗せすることで更なる経済安全保障の確立にも寄与するものである。 また、買換特例制度は、船舶の譲渡益の圧縮記帳を認めることで、老朽船や不経済船から環境負荷低減船への代替を促進し、日本船主の船舶供給能力を向上させることで日本商船隊の維持・整備を図りつつ、環境負荷の低減を図るものである。 更に、国際船舶の登録免許税及び固定資産税の軽減措置は、国際船舶の保有コストを軽減することにより、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることを目的としている。 (内航) 内航船舶の取得に対する支援措置について、以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運における環境負荷の低減及び安定輸送の確保が図られている。 本特例措置(船舶特別償却)は、エネルギー効率が高く環境性能の高い船舶の取得を促進することにより、内航海運における環境負荷低減を図ることを目的としている。買換特例は、環境性能が低い高船齢船からより環境性能の高い良質な船舶への代替建造を促進することを目的としている。中小企業投資促進税制は、中小事業者による生産性向上に資する船舶の取得を促進することを目的としている。 また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度は、内航船舶の建造に際し、長期・低利資金の供給及び技術支援により、高品質な船舶の建造を支援している。 他方で、本特例措置と同様の政策目的に係る地球温暖化対策のための税の還付措置は、物流におけるモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資することを目的としている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は 事後評価の実施時期	令和4年8月(国交 07)

適用見込数・適用見込額・減収見込額（外航）

○ 適用見込数：48隻（うち日本籍1隻、外国籍船47隻）

※ 過去5年間（令和2年度～令和6年度）の本税制利用隻数の平均

※ 特定外航船舶については、令和5年7月（制度開始）～令和7年度（見込含む）の本税制利用隻数の平均

○ 適用見込額：

【外航日本船舶】

1－1．環境負荷低減船

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)		
9,368 百万円	× 0.5 隻	× 17%	=	796 百万円

1－2．先進船舶

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)		
6,169 百万円	× 0.5 隻	× 20%	=	617 百万円

1－3．特定外航船舶（貸渡先が本邦対外船舶運航事業者に該当）

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)		
12,211 百万円	× 0.4 隻	× 12%	=	586 百万円

1－4．特定外航船舶（貸渡先が本邦対外船舶運航事業者に非該当）

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)		
12,211 百万円	× 0 隻	× 10%	=	0 百万円

【外航日本船舶以外の船舶】

1－1．環境負荷低減船

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)		
9,368 百万円	× 23.5 隻	× 15%	=	33,022 百万円

1－2．先進船舶

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)		
6,169 百万円	× 23.5 隻	× 18%	=	26,095 百万円

1－3．特定外航船舶（貸渡先が本邦対外船舶運航事業者に該当）

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)		
12,211 百万円	× 6 隻	× 12%	=	8,792 百万円

1－4．特定外航船舶（貸渡先が本邦対外船舶運航事業者に非該当）

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)		
12,211 百万円	× 6 隻	× 10%	=	7,327 百万円

※ 平均船価：過去5年間（令和2年度～令和6年度）の本税制利用船舶の船価の平均

※ 特定外航船舶については、令和5年7月（制度開始）～令和7年度（見込含む）の本税制利用船舶の船価の平均

○ 減収見込額：

(1) 法人税

【外航日本船舶】

$$\begin{array}{rclcl} \text{(適用見込額)} & & \text{(法人税率)} & & \text{(減収見込額)} \\ 1,999 \text{ 百万円} & \times & 23.2\% & = & 464 \text{ 百万円} \end{array}$$

【外航日本船舶以外の船舶】

$$\begin{array}{rclcl} \text{(適用見込額)} & & \text{(法人税率)} & & \text{(減収見込額)} \\ 75,236 \text{ 百万円} & \times & 23.2\% & = & 17,455 \text{ 百万円} \end{array}$$

(2) 法人事業税

【外航日本船舶】

$$\begin{array}{rclcl} \text{(適用見込額)} & & \text{(法人事業税率)} & & \text{(減収見込額)} \\ 1,999 \text{ 百万円} & \times & 7.0\% & = & 140 \text{ 百万円} \end{array}$$

【外航日本船舶以外の船舶】

$$\begin{array}{rclcl} \text{(適用見込額)} & & \text{(法人事業税率)} & & \text{(減収見込額)} \\ 75,236 \text{ 百万円} & \times & 7.0\% & = & 5,267 \text{ 百万円} \end{array}$$

(3) 法人住民税

【外航日本船舶】

$$\begin{array}{rclclcl} \text{(適用見込額)} & & \text{(法人税率)} & & \text{(法人住民税率)} & & \text{(減収見込額)} \\ 1,999 \text{ 百万円} & \times & 23.2\% & \times & 7.0\% & = & 32 \text{ 百万円} \end{array}$$

【外航日本船舶以外の船舶】

$$\begin{array}{rclclcl} \text{(適用見込額)} & & \text{(法人税率)} & & \text{(法人住民税率)} & & \text{(減収見込額)} \\ 75,236 \text{ 百万円} & \times & 23.2\% & \times & 7.0\% & = & 1,222 \text{ 百万円} \end{array}$$

適用見込数・適用見込額・減収見込額（内航）

○ 適用見込数：高度環境低負荷船 2 隻、環境低負荷船 2 隻

※ 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の本税制利用隻数の平均

○ 適用見込額：

【高度環境低負荷船】

（平均船価※） （適用見込隻数） （特償率）
 5,495 百万円 × 2 隻 × 18% = 1,978 百万円

【環境低負荷船】

（平均船価※） （適用見込隻数） （特償率）
 3,531 百万円 × 2 隻 × 16% = 1,129 百万円

※ 平均船価：過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の本税制利用船舶の船価の平均

○ 減収見込額：

（1）法人税

【高度環境低負荷船】

（適用見込額） （法人税率） （減収見込額）
 1,978 百万円 × 23.2% = 459 百万円

【環境低負荷船】

（適用見込額） （法人税率） （減収見込額）
 1,129 百万円 × 23.2% = 262 百万円

（2）法人事業税

【高度環境低負荷船】

（適用見込額） （法人事業税率） （減収見込額）
 1,978 百万円 × 7.0% = 138 百万円

【環境低負荷船】

（適用見込額） （法人事業税率） （減収見込額）
 1,129 百万円 × 7.0% = 79 百万円

（3）法人住民税

【高度環境低負荷船】

（適用見込額※₁） （法人税率） （法人住民税率） （減収見込額）
 1,978 百万円 × 23.2% × 7.0% = 32 百万円

【環境低負荷船】

（適用見込額） （法人税率） （法人住民税率） （減収見込額）
 1,129 百万円 × 23.2% × 7.0% = 18 百万円